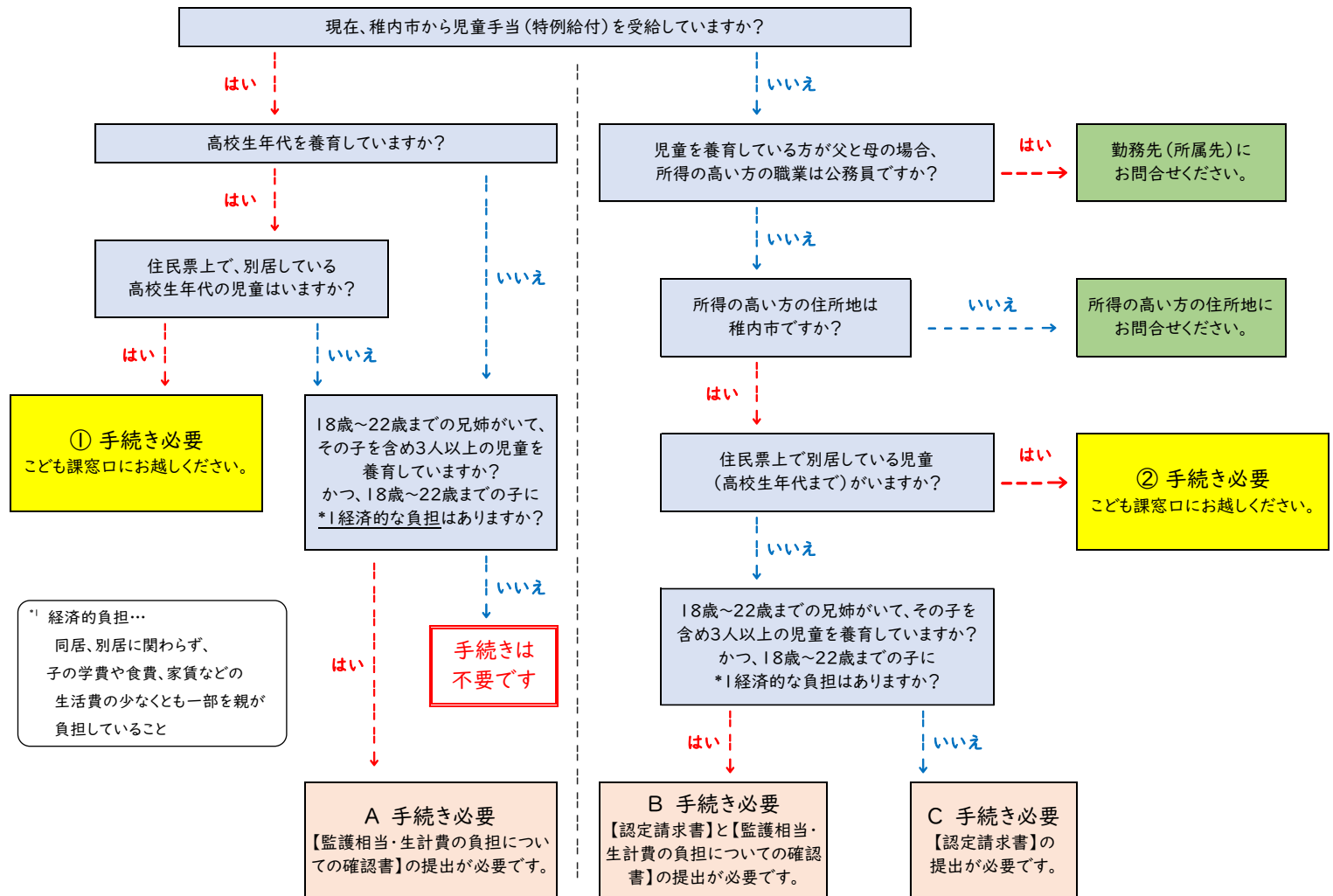


【手続き確認フローチャート】



※ ①、②の方はこども課の窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁ができない方は稚内市のホームページに様式を掲載しておりますので、ご自分でダウンロードして申請していただくか、案内文書等を郵送しますのでこども課までご連絡ください。

必要な提出書類と添付書類について

- A に該当する方

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書

- B に該当する方

- ・児童手当認定請求書
- ・請求者の健康保険証の写し
- ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・請求者及び配偶者のマイナンバーカードまたは
個人番号通知書の写し
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書

- C に該当する方

- ・児童手当認定請求書
- ・請求者の健康保険証の写し
- ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・請求者及び配偶者のマイナンバーカードまたは
個人番号通知書の写し